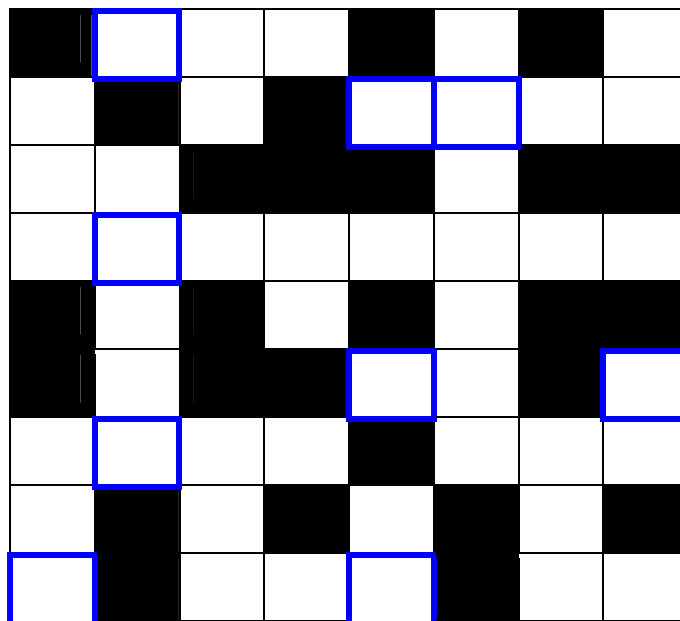


## 法律用語クロスワード【会社法編】

この春から、新たに会社法が施行される見込みです。さまざまな制度改正がなされ、会社設立手続に限ってみれば、従来に比べ、より制度を利用しやすくなったといえるでしょうか。

さて、法律用語クロスワード第2弾は、会社法がテーマです。商法・会社法にまつわる用語に絞って出題してみました(前回同様、「法律用語」とまでいえるかどうかアヤシイものもありますが、ご了承ください。)

二重枠の文字を並べ替えると、ある言葉が出てきます。では、レッツ・チャレンジ！【ヒント】やり方によってはこれでOKになったのは大きなメリットかも。



直接、入力できます

### 【タテの鍵】

一旦抛出された会社財産が される工夫は不可欠ですね 資本 の原則  
 会社の内部機関として、計算書類を作成する任意機関  
 端株制度が廃止され、タン 株制度に一本化  
 同一市区町村内における、ル 商号規制は廃止されます  
 この法律の第2編が削除されて会社法ができました  
 代表権のある取締役の俗称は、ダイ  
 取得株式は 義書換手続をしないと、会社に対抗できません  
 銀行から を受けて事業拡大  
 資本の減少  
 約束・為替・融通・不渡・・・といえば  
 株式 割を行うと、発行済株式総数が増えますが・・・

### 【ヨコの鍵】

株主はその議決権を 行使できます  
 役員や会計監査人は、株主総会の決議によって されることも・・・  
 株主総会は会社の 決定機関、とされていますが・・・  
 株式の一部に対してでもこの規定を設けていれば非公開会社になります  
 余財産の分配にも一定の規制があります  
 この形態の会社が設立できなくなります 会社  
 経産大臣による「創業者」の確認の申請書には、「会社成立の 年月日」の記載が必要です  
 最低 金制度が撤廃されて、1円でもOKに  
 配当可能利益がないのに配当すること 配当